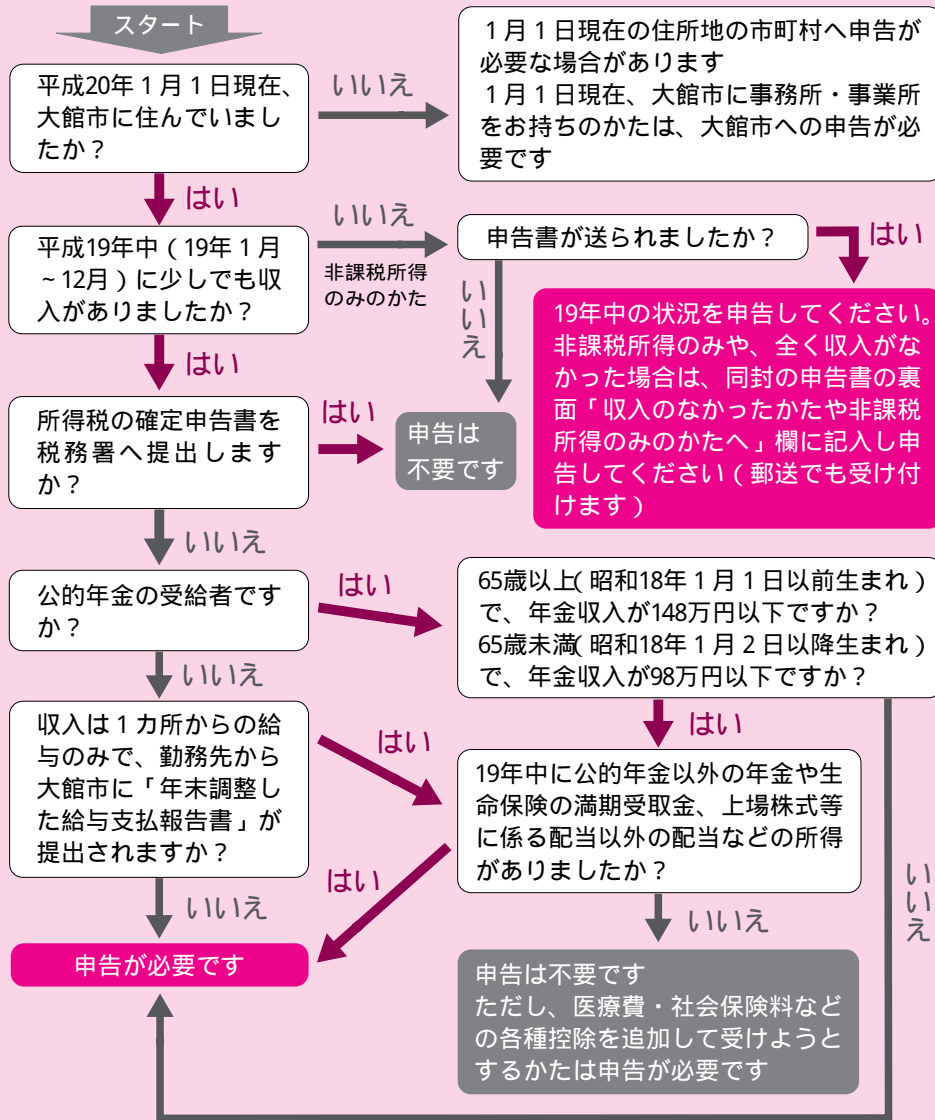


あなたは申告が必要ですか？

申告書は、18年中の所得の状況を参考にして、申告が必要と思われるかたに送付(1月18日発送)します。申告書が送られなくても、申告が必要なかたは申告してください。



市・県民税の申告相談が始まります

期間 2月6日(水)～3月17日(月)

☎ 49-3111(内線216) 税務課市民係

平成20年度分市・県民税の申告相談が2月6日(水)から始まります。期限までに申告しない場合や誤った申告をした場合は、所得証明書を発行できなくなったり、後で税額が追加されたりします。期間内に正しい申告をしましょう。

申告相談会場が変わりました

次の地区の申告相談会場が変わりましたのでご注意ください

- 扇田・西館・東館地区 比内総合支所
- 田代地域 総合開発センター
- 長木地区 中央公民館
- 二井田・真中地区 二井田公民館

申告相談会場では

- 受付時間内に、会場入口付近に置いてある番号札を手前からお取りください。
 - 番号が呼ばれるまでお待ちください。開始目安時間まで外出されても結構です。
- 開場 8時 申告開始 9時
受付 8時～15時30分
(中央公民館は16時まで)
開場時間前に番号札の交付はしません。

営業等所得、農業所得、不動産所得があるかた

申告書と一緒に収支内訳書を送付しています。収支内訳書を作成し、帳簿など関係書類(収支計算ノート、出荷証明書、領収書など)を持参してください。19年中に新たに事業を始めたかたで、収支内訳書が送られてい

ない場合はご連絡ください。

農業所得を簡易計算で申告していたかた

簡易計算が廃止され、すべて収支計算になりました。収入も経費も実際の額を申告しなければなりませんので、次の書類などを持参してください。

- 収入金額の分かる書類
- 農協などの「出荷証明書」や「精算書」
- 集落営農組合の「損益分配通知書」
- 水稲共済金や無事戻金などの受給者は、金額が分かる書類
- 受け取り小作料(不動産所得になります)、作業受託料などの収入があるかたは、相手先や収入金額が分かるものなど
- 経費の分かる書類
- 農協などの「お買上げ明細書(取引明細書)」や「農業用資材購入証明書」
- 小作料、作業委託料(田植えや稲刈りなど)の領収書
- 農機具などを購入した際の契約書や領収書
- 農機具などの修理、農業用車両の車検や自動車税などの領収書
- 組合費、土地改良費の領収書
- 固定資産税の課税明細書